

福岡県公報

平成二十六年三月二十八日
第三千五百八十二号
増刊 ①

目次

規 則 (第十号・第十七号)	
○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	一
○福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則 (河川開発課)	一
○福岡県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則 (青少年課)	九
○福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	九
○福岡県健康増進法施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課)	九
○福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)	一四
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)	一四
○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	二五
告 示 (第三百五十一号・第三百五十二号)	
○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 (環境保全課)	二五
○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 (会計管理局会計課)	二六
訓 令 (第六号・第七号)	
○福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令 (システム管理課)	二七
○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課)	二七
企 業 局	
○福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程 (企業局管理課)	二七
教育委員会	
○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)	五五

規 則

○福岡県教育センター組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)	五五
○教職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁教職員課)	五五
○福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)	六〇
○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)	六〇

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十六年三月二十八日
福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号中「主たる」を削り、同項第三号中「病院」の下に「又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)」を加え、「又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの」を「若しくは三階以上の階にその用途に供する部分があるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超える階数が三以上であるもの」に改め、同項第四号中「主たる」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）

（第四十二条第一項の規定に基づき、福岡県五ヶ山ダム管理の用に供する全ての自家用電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の基本的事項を定めることにより、自家用電気工作物の保安確保に万全を期することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 自家用電気工作物を管理する者は、当該自家用電気工作物と他の者が設置する電気工作物との保安上の責任の範囲について、明確にしておかなければならない。この場合においてその範囲は、特に必要がある場合を除き、財産の所有権の範囲と一致するものとする。

第二章 保安管理体制

第一節 通則

（職員の職務）

第三条 県土整備部長、河川開発課長及び五ヶ山ダム建設事務所長（以下「管理職員」という。）並びに河川開発課及び五ヶ山ダム建設事務所において、自家用電気工作物の保安事務に従事する職員（管理職員を除く。以下「保安職員」という。）は、法令及びこの規則を遵守し、関係機関と十分な連絡協調を図りながら、その職務と責任に応じて、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に努めるものとし、常に次に掲げる事項に留意の上、誠実にこれを遂行しなければならない。

- 一 関係者及び一般公衆の安全の確保
- 二 設備の事故の未然防止

（保安組織）

第四条 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する組織は、別表第一のとおりとする。

2 管理職員の職務分掌は、別表第二のとおりとする。

第二節 主任技術者

（主任技術者の選任）

第五条 知事は、法第四十三条第一項の規定により、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に当たらせるため、次に掲げる主任技術者を選任する。ただし、

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第二項の規定により、選任しないことができる場合はこの限りではない。

一 電気主任技術者

二 ダム水路主任技術者

2 前項の規定にかかわらず、知事は、法第四十三条第二項の規定により、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

（主任技術者の職務等）

第六条 主任技術者は、法令及びこの規則を遵守して自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うため、次に掲げる職務を責任をもって遂行しなければならない。

一 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たって、必要に応じて意見を述べること。

二 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関し保安上必要な場合に、関係責任者に対し意見を述べ、指導し、又は助言を行うこと。

三 保安に関する教育の計画について、必要に応じて意見を述べること。

四 保安に関する規則等の制定又は改正について、必要に応じて意見を述べること。

五 所管官庁が法令に基づいて行う電気工作物の検査に立ち会うこと。

2 管理職員は、主任技術者から意見を受けた場合は、具体的な措置等について改善策を立てるとともに、その実施に努めるものとする。

（主任技術者不在時の措置）

第七条 知事は、主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合には、あらかじめ指名した者（以下「代行者」という。）にその職務を代行させるものとする。

2 代行者は、主任技術者から指示された職務を誠実に遂行するものとする。

（主任技術者を複数選任する場合の措置）

第八条 知事は、同一の事業所において複数の主任技術者を選任する場合は、それぞれの職務分担をあらかじめ定めなければならない。

（主任技術者の解任）

第九条 知事は、主任技術者が異動、退職等のほか、次の各号の一に該当すると認める

場合は、これを解任する。

- 一 長期にわたる出張、心身の故障等により、職務の遂行に支障がある場合
- 二 法令又はこの規則に違反する等、その職に必要な適格性を欠く場合

第三章 保安教育

(教育内容及び方法)

第十条 管理職員は、自家用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、次に掲げる内容の教育を定期的に行い、保安の徹底を期さなければならない。

- 一 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得及び向上に資する事項
- 二 事故及び非常災害時の措置に関する事項、演習及び訓練
- 三 その他保安に関して必要な事項

第四章 自家用電気工作物の巡視、点検及び検査

(巡視等の実施)

第十一条 管理職員は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安職員に次の各号の巡視、点検及び検査（以下「巡視等」という。）を当該各号に掲げるところにより行わせるものとする。

- 一 定期的な巡視等 電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう維持し、事故の未然防止を図ることを目的として、それぞれの設備実態等にに応じて定期的に行わせること。
- 二 臨時の巡視等 事故発生のおそれがある場合、事故が発生した場合等において、必要に応じて行わせること。
- 三 工事における巡視等 電気工作物の工事中又は工事終了後において、保安上支障のないこと及び技術基準に適合していることを確認するために、必要に応じて行わせること。

(巡視等の基準)

第十二条 電気工作物の定期的な巡視等の実施については、原則として別表第三に定める基準によるものとする。

2 電気工作物の巡視等に関する細部事項については、別表第四に掲げる細則によるものとする。

(巡視等の結果に対する措置)

第十三条 電気工作物の巡視等において、技術基準に適合しない事項又は保安確保上改善を要する事項を発見した場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに引き続き恒久的対策を検討し、実施するものとする。

第五章 電気工作物の運転又は操作

(運転又は操作の基本)

第十四条 保安職員は、電気工作物の運転又は操作を行うに当たっては、常時及び異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 機器の性能及び取扱方法を熟知し、安全を確保した上で実施すること。
- 二 電気工作物の運転又は操作の方法及び手順については、別表第四に掲げる細則によること。

(ダムの操作)

第十五条 ダムの操作に当たっては、別表第四に掲げるダム操作規則によるものとする。

(事故及び異常時の措置)

第十六条 管理職員は、電気工作物に事故が発生した場合又はそのおそれがあると認められた場合は、直ちに関係機関へその状況を報告するとともに、適切な措置を講ずるものとする。

2 管理職員は、電気工作物に事故が発生した場合は、次に掲げるところにより処置するものとする。

- 一 応急の措置を講じ、事故の拡大を防止するとともに、早期の復旧に努めること。
- 二 可及的速やかに原因の調査及び究明を行い、再発防止に努めること。

(災害その他非常時の措置)

第十七条 台風、洪水、高潮、地震、津波、豪雪、大火等に対する電気工作物の保安の確保については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条の規定により定められた福岡県地域防災計画によるものとする。

(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)

第十八条 管理職員は、発電所の運転を相当期間停止する場合は、主要機器の点検及び

手入れを行い、必要箇所への防塵、防錆（せい）又は防湿のための対策を行うものと
し、設備の休止部分と運転部分とを明確にさせなければならない。

2 設備の運転を再開するに当たっては、点検を行い、保安確保に万全を期さなければ
ならない。

第六章 記録

（記録項目等）

第十九条 保安職員は、自家用電気工作物の保安を確保するため、次に掲げる事項につ
いて記録しておくものとする。

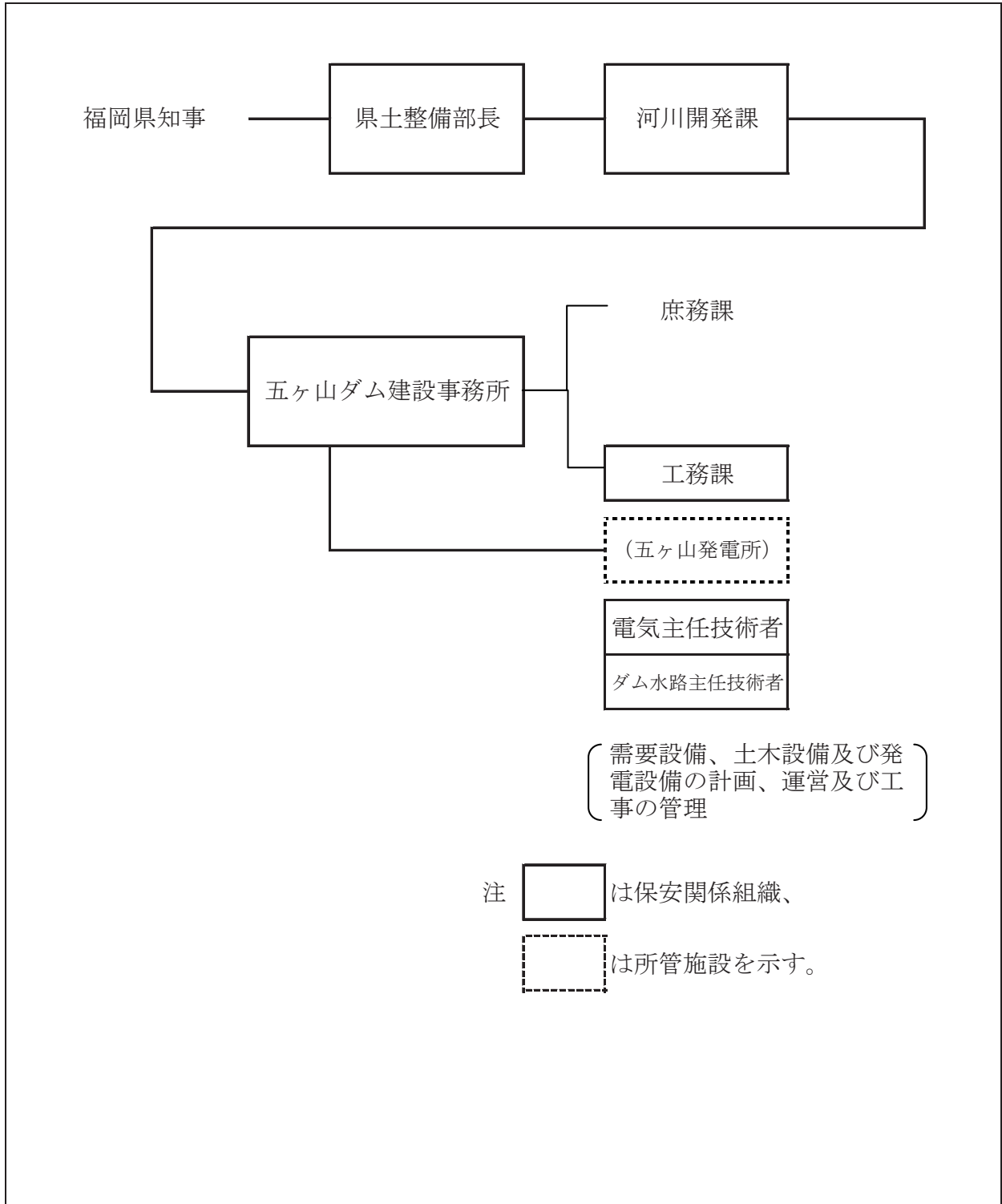
- 一 工事に関すること。
 - 二 巡視等の結果
 - 三 運転及び操作の状況
 - 四 事故の状況
- 2 前項に掲げる事項の項目及び保管期間の細部については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

保安に関する組織及び職務分掌



別表第 2 (第 4 条関係)

管理職員の職務分掌

県土整備部長	河川開発課長	五ヶ山ダム建設事務所長
<p>部長は、知事の命を受けて課長を指揮監督し、基本的職務として五ヶ山ダムの電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに、次の職務を遂行する。</p> <p>1 決定事項</p> <p>(1) 設備の基準で基本となる事項</p> <p>(2) 主要な電気事故の措置</p> <p>(3) 職員の教育訓練に関する事項</p> <p>(4) その他主要な事項</p> <p>2 報告を受けべき事項</p> <p>課長の主要業務執行内容</p>	<p>課長は、部長の命を受けて課の主任技術者その他の職員及び主管する事務所の長を指揮監督し、基本的職務として課及び主管する事務所の分掌業務を総括的に管理するとともに、次の職務を遂行する。</p> <p>1 決定事項</p> <p>(1) 基本的事項の処理に関する事項</p> <p>(2) 課等の計画立案に関する事項</p> <p>(3) その他の事項</p> <p>2 報告を受けべき事項</p> <p>課及び主管する事務所の業務執行内容</p>	<p>所長は、課長の命を受けて事務所の主任技術者その他の職員を指揮監督し、基本的職務として事務所の分掌業務を総括的に管理するとともに、次の職務を遂行する。</p> <p>1 決定事項</p> <p>(1) 業務運用の処理に関する事項</p> <p>(2) 事務所の計画立案に関する事項</p> <p>(3) その他の事項</p> <p>2 報告を受けべき事項</p> <p>事務所の業務執行内容</p>

別表第3(第12条関係)

巡視等に関する基準

設備別	巡視		点検(検査を含む。)			備 考
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度	
水路工作物	1回/月	水	路	外部点検	1回/6月	※1 地形、地質、点検実績等により設備保安上問題がないと判断されるものについては、点検頻度を導水路は1回/5年、放水路は1回/10年を限度に減少させることができる。
				内部点検		
水路工作物	1回/月	水	路	水圧鉄管肉厚測定	1回/6年 (※2)	※2 測定結果により設備保安上問題がないと判断されるものについては、測定頻度を1回/10年を限度に減少させることができる。
				露出管で20年以上経過したもの		
水力発電設備	2回/月 (※1)	水	車	外部点検	1回/3年	※1 巡視に代わる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所で万一電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与えるおそれのない発電所等、特に指定する箇所については、別に定める。 ※2 水車の外部点検とは、抜き水して行うことをいう。 ※3 水質条件、材質等により、発電所個々に定期的に行うものとし、別に定める。 ※4 (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 ※5 (1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については、別に定める。 ※6 地上からの巡視、点検のみでは確認できないマンホール、暗きよの内部で行う点検をいい、収容ケーブルの外観点検を含む。
				測定試験		
				内部点検	1回/10年 (※3)	
				主要変圧器外部点検	1回/3年 (※3)	
				主要遮断器外部点検	1回/3年 (※4)	
				測定試験	1回/3年 (※4)	
				内部点検	1回/6年 (※5)	
				支持物、電線外観点検	1回/5年	
				ケーブル終端部外観点検	1回/3年	
				管路マンホール内部点検	1回/3年 (※6)	
管路暗きよ内部点検	1回/3年 (※6)					
受変電設備	電気工作物	1回/年	設置装置	測定試験	接地抵抗測定試験	1回/6年
				測定試験	絶縁抵抗測定試験	1回/6年
電力用保安通信設備	電気工作物	1回/年	通信線路及び無線、搬送装置	測定試験	1回/3年	
需要設備	電気工作物	1回/月 (※1)	主要機器	外部点検	1回/2年	※1 電路、低圧機器については、1回/2年とする。
				測定試験	1回/4年	
				電路測定試験	1回/2年	

(注) 1 本文第11条(巡視等の実施)、第16条(事故及び異常時の措置)及び第17条(災害その他非常時の措置)の規定により、上記の巡視等のほかに、必要の都度臨時の巡視等を行う。

2 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視の頻度を変えることができる。

別表第 4 (第 12 条、第 14 条及び第 15 条関係)

項目	細則
1 運転、操作及び保守に関するもの	(1) 電気関係 ・福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則 細則 ・機器点検手入基準 ・運転及び操作手順 (2) 土木関係 ・ダム水路工作物点検保守基準
2 ダムの操作に関するもの	五ヶ山ダム操作規則
3 非常対策に関するもの	福岡県地域防災計画

福岡県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

福岡県青少年問題協議会規則（昭和二十八年福岡県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）第三条の規定に基づき、福岡県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

第二条の見出しを「（組織）」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を削り、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

協議会は、三十五人以内の委員をもって組織する。

2 協議会に、会長及び副会長二人を置き、委員の互選によってこれを定める。

第三条第一項中「について、当該各号に定めるところにより」を「のうちから、」に改め、同項第一号中「六人以上」を削り、同項第二号中「十人以上」を削り、同項第三号中「十九人以上」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十三号

福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

福岡県社会福祉審議会規則（平成十二年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように

改正する。

第十条を第十一号とし、第九条を第十条とする。

第八条第三項中「第五条及び」を「第六条及び」に、「第六条第三項」を「第七条第三項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第三項中「第五条並びに」を「第六条並びに」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第五項中「第八条第二項」を「第九条第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「第八条第二項」を「第九条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審議会は、三十五人以内の委員をもって組織する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県健康増進法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

福岡県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

福岡県健康増進法施行細則（平成十五年福岡県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

(表)

特定給食施設栄養報告書(年 2・7 月分)

福岡県

保健福祉(環境)事務所長 殿

施 設 名

管 理 者 名

職印

(作 成 者 名

)

1. 施設の種類	①病院 ②介護老人保健施設 ③老人福祉施設 ④社会福祉施設
2. 所在地	〒
3. 連絡先	電話 FAX E-mail
4. 運営方法	①直営 ②委託 ③一部委託(委託内容: 委託先名称:

9. 栄養アセスメント	
項目	頻度
・身長	
・体重	
・アルブミン値	
評価方法・対策等	

5. 対象者別給食数	定員	朝食	昼食	夕食	その他	合計
患者・入所者等						
職員						
その他						
合計						

7. 食種別給食数			
食種名	1日食数	食種名	1日食数
		合計	

10. その他	
・栄養管理会議	回/年
・構成メンバー	
・議題等	
し	
・嗜好調査	回/年
・喫食(残食)調査(個別・一括) 毎食	回/月
・給食に関する職員研修(所内)	回/年
・給食に関する職員研修(所外)	回/年
・適温給食の方法 保温食器・温冷配膳車・	
その他()	
・複数献立	無・有(日/月 (回/日))
・選択食(カフェテリア方式)	無・有(日/月 (回/日))
・デイケア・デイサービス	無・有(回/週)
・配食サービス	無・有(回/週)
・その他	

8. 従事者数				
区分	施設側(人)		委託側(人)	
	常勤	常勤以外	常勤	常勤以外
管理栄養士				
栄養士				
調理師				
調理員				

添付書類 (集団栄養管理を行っている場合)

- 1 食品構成表
- 2 食品使用量日計表

(裏)

11. 栄養給与状況	基準となる栄養量 (食事の種類:)			提供食品量		
	栄養素名	給与栄養基準量	実給与栄養量	食品群	食品構成	食品群別給与量
	エネルギー (kcal)			動物性食品	魚介類	g
	たんぱく質 (g)				肉類	
	脂質 (g)				乳類	
	カルシウム (mg)				卵類	
	鉄 (mg)			野菜、果実類	緑黄色野菜類	
	ビタミンA (μgRE)				淡色野菜類	
	ビタミンB1 (mg)				海藻類	
	ビタミンB2 (mg)				いも類	
	ビタミンC (mg)				果実類	
	食物繊維 (g)			穀類	米	
	塩分 (食塩相当量) (g)				パン類	
	たんぱく質エネルギー比 (%)				めん類	
	脂質エネルギー比 (%)			豆類	大豆製品	
	炭水化物エネルギー比 (%)				豆類	
	*				みそ類	
	*			油脂類調味料	油脂類	
*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。			砂糖類			
			菓子類			
			食材料費 (報告月の1人1日あたりの平均、税込み) () 円	その他		

12. 管理栄養士・栄養士による月間栄養指導件数 (加算・非加算に関係なく記入してください。)			
	回数	延べ人数	内 容
集団指導	回	人	
個別指導	回	人	
訪問指導	回	人	

13. 喫食者に対する情報提供			
献立表の配布・掲示	<input type="checkbox"/> 実施	栄養成分の表示	<input type="checkbox"/> 実施 (項目:)
	<input type="checkbox"/> 未実施		<input type="checkbox"/> 未実施

14. 非常災害時の備え	
非常災害時の食事提供マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
非常用食糧等の備蓄	<input type="checkbox"/> 有 → 下の欄も記入 <input type="checkbox"/> 無
備蓄の状況	備蓄内容 (食料や水以外の、食器、調理器具等も含む。)
・備蓄量 () 人分を () 日分備蓄	()
・献立表の作成 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
・保管場所 ()	

(裏)

II. 栄養給与状況	基準となる栄養量 (食事の種類:)			提供食品量		
	栄養素名	給与栄養基準量	実給与栄養量	食品群	食品構成	食品群別給与量
	エネルギー (kcal)			動物性食品	魚介類	g
	たんぱく質 (g)				肉類	
	脂質 (g)				乳類	
	カルシウム (mg)				卵類	
	鉄 (mg)			野菜、果実類	緑黄色野菜類	
	ビタミンA (μgRE)				淡色野菜類	
	ビタミンB1 (mg)				海藻類	
	ビタミンB2 (mg)				いも類	
	ビタミンC (mg)				果実類	
	食物繊維 (g)			穀類	米	
	塩分 (食塩相当量) (g)				パン類	
	たんぱく質エネルギー比 (%)				めん類	
	脂質エネルギー比 (%)			豆類	大豆製品	
	炭水化物エネルギー比 (%)				豆類	
	*				みそ類	
	*			油脂類調味料	油脂類	
*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。			砂糖類			
			菓子類			
食材料費 (報告月の1人1日あたりの平均、税込み) () 円			その他			

12. 管理栄養士・栄養士による月間栄養指導件数 (加算・非加算に関係なく記入してください。)

	回数	延べ人数	内 容
集団指導	回	人	
個別指導	回	人	
訪問指導	回	人	

13. 喫食者に対する情報提供

献立表の配布・掲示 実施 未実施 | 栄養成分の表示 実施 (項目:) 未実施

14. 非常災害時の備え

非常災害時の食事提供マニュアルの作成 有 無

非常用食糧等の備蓄 有 → 下の欄も記入 無

備蓄の状況

・備蓄量 () 人分を () 日分備蓄

・献立表の作成 有 無

・保管場所 ()

備蓄内容 (食料や水以外の、食器、調理器具等も含む。)

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十五号

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成十二年福岡県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号中

〔5〕人工ペースメーカー
人工弁移植、弁置換
（有・無）（手術日 平成 年 月 日）
（有・無）（手術日 平成 年 月 日）

6 今後の手術見込・予定
平成 年 月 日
手術名及び内容

〔 〕
〔 〕

を

〔5〕ペースメーカー
人工弁移植、弁置換
（有・無）（手術日 平成 年 月 日）
（有・無）（手術日 平成 年 月 日）

6 今後の手術見込・予定
平成 年 月 日
手術名及び内容

〔 〕
〔 〕

に改め

7 ペースメーカーの適応度 （クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ）
8 身体活動能力（運動強度） （ ）
メッツ

る。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 農業総合試験場」を「第二款 農林業総合試験場」に、「第三款 病害虫防除所（第六十八条―第七十条）」を「第三款 削除」に、「第八款 森林業技術センター（第八十三条―第八十五条）」を「第八款 削除」に改める。

第二条第四号中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改め、「森林業技術センター」を削る。

第七条第二項第一号の表システム管理課の項を削り、同項第二号の表広域地域振興課の項中「地域交通係」を削り、同表情報政策課の項を次のように改める。

情報政策課

情報基盤係 開発指導係 運用係

第七条第二項第二号の表調査統計課の項の次に次のように加える。

交通政策課

交通総務係 企画鉄道係

第七条第二項第三号の表生活安全課の項中「安全企画係」を「安全企画係 女性・子ども安全係」に改め、同項第四号の表医療指導課の項中「看護指導係」を「医師・看護師確保係」に改め、同項第七号の表中

中小企業振興課

地域経済係 地域産業振興係 商業振興係

中小企業経営金融課	貸金業係 金融係 高度化対策係
国際経済観光課	観光企画係 観光振興係 国際ビジネス第一係 国際ビジネス第二係
新産業・技術振興課	企画管理係 技術振興係 新産業支援係

を

中小企業振興課	管理指導係 金融係 地域経済係 経営支援係
中小企業技術振興課	企画管理係 技術支援係 人材育成支援係
新産業振興課	
観光・物産振興課	企画調整係 物産係

に改め、同項

第九号の表企画交通課の項を次のように改める。

企画課	指導係 企画係
-----	---------

第七条の二第一項の表中社会活動推進課の項を削り、同表商工政策課の項中「国際戦略総合特区推進室」を「産業特区推進室」に改め、同表中

新産業・技術振興課	新産業プロジェクト室
企業立地課	自動車産業振興室

を

中小企業振興課	新事業展開支援室
---------	----------

に改め、同表

企画交通課の項を次のように改める。

新産業振興課	自動車産業振興室
企画課	技術調査室

第八条第十七項中「企画交通課」を「企画課」に改める。

第十一条第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十条の二の五を削る。

第二十条の三の二第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の施行に関する事務のうち、私立学校に係る事務並びに私立学校及び県立学校における重大事態に係る事務に関する事。

第二十条の三の二第二号に次のように加える。

ヌ 高等学校等奨学給付金の支給に関する事務のうち、私立学校に関する事。

第二十条の三の三第一号口中「属さない」を「属しない」に改め、同条第四号に次のように加える。

ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）に基づく施設及び区域の提供並びにこれに関する連絡調整及び要請等に関する事。

ニ その他基地関係事務に関する事。

第二十号の四の三中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 コーリエネレーションシステムの導入促進に関する事。

第二十号の五第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十六号とし、第二十号を第十七号とする。

第二十条の八中第五号を第十一号とし、第四号を第十号とし、第三号の次に次の六号を加える。

四 社会保障・税番号制度に関する事務のうち、他課に属しないこと。

五 情報システムの開発の指導に関すること。

六 情報セキュリティに係る事務の総括に関すること。

七 電子県庁に関する事務のうち、他課に属しないこと。

八 共用パソコンの運用管理に関すること。

九 共用ネットワークの運用管理に関すること。

第二十条の八に次の三項を加える。

2 情報政策課情報基盤係の所掌事務は、前項第八号から第十一号までに掲げる事務とする。

3 情報政策課開発指導係の所掌事務は、第一項第五号及び第六号に掲げる事務並びに第七号に掲げる事務のうち他係に属しないこととする。

4 情報政策課運用係の所掌事務は、第一項第七号に掲げる事務のうち情報システムの運用管理に関することとする。

第二十条の十第二号中「、特定サービス産業実態調査」を削る。

第二十条の十一を次のように改める。

(交通政策課の所掌事務)

第二十条の十一 第七条第二項に規定する企画・地域振興部交通政策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 交通総務係

イ 地方バスの運行確保対策に関すること。

ロ その他公共交通機関に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 企画鉄道係

イ 交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の施行に関する事務のうち、

他課に属しないこと。

ロ 総合交通対策の企画、調査及び調整に関すること。

ハ 鉄道の整備促進に関すること。

第二十一条第一項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、同項第八号中「(新社会推進部社会活動推進課生涯学習室に係るものを含む。)」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「(新社会推進部社会活動推進課生涯学習室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。))を含む。)」を削り、同号を同項第十二号とし、同項中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。

四 生涯学習の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。

五 福岡県生涯学習審議会に関すること。

六 福岡県生涯学習推進本部に関すること。

七 生涯学習の振興に関する事業の推進に関すること。

八 生涯学習に関する指導助言に関すること。

第二十一条第二項中「前項第四号、第七号、第九号及び第十号」を「前項第九号、第十二号、第十四号及び第十五号」に改め、同条第三項中「第一項第五号及び第八号」を「第一項第十号及び第十三号」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十五条第一号中大濠公園能楽堂の下に「及び筑後広域公園芸術文化交流施設」を加える。

第二十七条第二号ハ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第二十八条第三項中「第一項第十三号、第十五号及び第二十号に掲げる事務」を「第一項第十五号に掲げる事務及び同項第二十号に掲げる事務のうち他係に属しないこと」に改め、同条に次の一項を加える。

4 生活安全課女性・子ども安全係の所掌事務は、第一項第十三号に掲げる事務及び同

項第二十号に掲げる事務のうち女性と子どもの安全・安心の推進に関することとする。

第三十一条の三第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

第三十一条の三第四号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行に関すること。

第三十一条の四第一号中イを削り、ロをイとし、ハを削り、ニをロとし、ホを削り、ヘをハとし、トを削り、チをニとし、リをホとし、同条第三号を次のように改める。

三 医師・看護師確保

イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の施行に関すること。

ロ 離島振興法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関すること。

ハ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行に関すること。

ニ 過疎地域自立促進特別措置法の施行に関する事務のうち、医療の確保に関すること。

ホ 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年福岡県条例第五十七号）の施行に関すること。

ヘ 無医地区等の診療に関すること。

ト 自治医科大学への派遣学生に関すること。

第三十一条の四第四号中ハを削り、ロをニとし、イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の施行に関すること。

ロ 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成二十五年福岡県条例第十六号）の施行に関すること。

第三十一条の七の七第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整に関すること。

第三十二条第一項第六号を次のように改める。

六 国際リニアコライダー計画の推進に関すること。

第三十二条第一項第九号及び第十号中「国際戦略総合特区推進室」を「産業特区推進室」に改め、同項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次

に次の二号を加える。

十二 公益財団法人福岡県中小企業振興センターに関する事務のうち、海外事務所に
関すること。

十三 海外派遣研修生との連絡調整に関すること。

第三十二条第二項中「及び第十一号から第十三号まで」を「、第十一号、第十四号及び第十五号」に改める。

第三十二条の二（見出しを含む。）中「国際戦略総合特区推進室」を「産業特区推進室」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その他産業関連特区に関すること。

第三十二条の二の二各号を次のように改める。

一 管理指導係

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第一百五号）の施行に関すること。

ロ 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）の規定に基づく中小企業支援事業のうち、経営の診断又は助言に関すること。

ハ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関すること。

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）の施行に関すること。

ホ 庶務に関すること（商工部中小企業振興課新事業展開支援室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）。

ヘ 財務会計に関すること（商工部中小企業振興課新事業展開支援室に係るものを含む。）。

二 金融係

イ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の施行に関すること。

ロ 中小企業振興資金の融資に関すること。

ハ 中小企業の金融に関すること（第一号イ及びニ並びに第二号イ及びロに掲げる事務を除く。）。

三 地域経済係

イ 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の施行に関すること。
 ロ 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の施行に関すること。

ハ 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の施行に関すること。
 ニ 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の施行に関すること。
 ホ 中小企業支援法の規定に基づく中小企業支援事業のうち、研修に係るものに関すること。

ヘ 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の施行に関すること。
 ト 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の施行に関すること。

チ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の施行に関すること。

リ 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）の施行に関すること。
 ヌ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関すること。

ル 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関すること。

ヲ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行に関すること。

ワ 商業の振興育成に関すること。
 四 経営支援係

イ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の施行に関すること。

ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の施行に関すること。

ニ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の施行に関すること。
 ホ 中小企業施策の普及に関すること。

ヘ 中小企業の経営に関する情報の収集及び提供に関すること。
 ト 中小企業の情報化に関すること。
 チ その他中小企業の振興に関すること。
 リ 公益財団法人福岡県中小企業振興センターに関すること（海外事務所に関することを除く。）。

第三十二条の二の次に次の一条を加える。
 （中小企業振興課新事業展開支援室の所掌事務）

第三十二条の三 第七条の二第一項に規定する商工部中小企業振興課新事業展開支援室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること。

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の施行に関すること。

三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行に関すること。

四 産業デザインに関すること。
 五 異業種交流に関すること。

六 創造的中小企業の支援に関すること。
 七 海外投資の支援に関すること。

八 貿易の振興に関すること。
 九 貿易に関する団体の指導育成に関すること。

十 経済交流拠点の形成に関すること。
 十一 庶務に関することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第三十二条の三から第三十三条の三までを次のように改める。

（中小企業技術振興課の所掌事務）

第三十二条の三 第七条第二項に規定する商工部中小企業技術振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
 一 企画管理係

- イ 工業技術振興施策の総合企画及び調整に関すること。
- ロ 産・学・官の技術交流に関すること。
- ハ 工業技術の振興を目的とする団体の指導育成に関すること。
- ニ 工業技術の支援のための基盤施設の整備及び管理に関すること。
- ホ 庶務に関すること。
- ヘ 財務会計に関すること。
- ト 工業技術センターに関すること。
- 二 技術支援係
 - イ 中小企業支援法の規定に基づく中小企業支援事業のうち、技術研修及び技術に関する助言に関すること。
 - ロ エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の施行に関すること。
 - ハ 工業技術センターに係る試験研究その他の事業の連絡調整に関すること。
 - ニ 発明の奨励及び産業財産権に関すること。
 - ホ その他工業の振興に関すること。
- 三 人材育成支援係
 - イ 工業技術の高度化のための技術者育成に関すること。
- （新産業振興課の所掌事務）
- 第三十三条** 第七条第二項に規定する商工部新産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 新たな産業の創出に係るプロジェクトの推進に関すること。
 - 二 コンテンツ産業及びプログラミング言語ルビーを活用したソフトウェア産業の振興に関すること。
 - 三 庶務に関すること（商工部新産業振興課自動車産業振興室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。）を含む。）。
 - 四 財務会計に関すること（商工部新産業振興課自動車産業振興室に係るものを含む。）。
- 五 財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に関すること。

- 六 公益財団法人飯塚研究開発機構に関すること。
- 七 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターに関すること。
- （新産業振興課自動車産業振興室の所掌事務）
- 第三十三条の二** 第七条の二第一項に規定する商工部新産業振興課自動車産業振興室の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 自動車産業及びその関連産業の振興に関すること。
 - 二 庶務に関することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。
- （観光・物産振興課の所掌事務）
- 第三十三条の三** 第七条第二項に規定する商工部観光・物産振興課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関すること。
 - 二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の施行に関すること。
 - 三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関すること。
 - 四 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の施行に関すること。
 - 五 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）の施行に関すること。
 - 六 レクリエーション・リゾート地域の整備に関する総合企画、調査及び調整に関すること。
 - 七 コンベンションの振興に関すること。
 - 八 観光振興施策の総合企画、調査及び調整に関すること。
 - 九 観光事業の振興に関すること。
 - 十 観光宣伝に関すること。
 - 十一 観光事業団体の指導育成に関すること。
 - 十二 観光施設の整備に関すること。
 - 十三 県物産振興施策の総合企画、調査及び調整に関すること。
 - 十四 県特産工芸品等の振興に関すること。
 - 十五 県物産の紹介、あつ旋及び販路拡張に関すること。

十六 博覧会、展示会等への県物産の出品に関する事
十七 県物産に関する団体の指導育成に関する事
十八 地場産業の販路拡大に関する事
十九 庶務に関する事
二十 財務会計に関する事

2 観光・物産振興課企画調整係の所掌事務は、前項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第十三号、第十九号及び第二十号に掲げる事務とする。

3 観光・物産振興課物産係の所掌事務は、第一項第四号及び第十四号から第十八号までに掲げる事務とする。

第三十五条第一号ハ中「(商工部企業立地課自動車産業振興室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。)を含む。）」を削り、同号ニ中「(商工部企業立地課自動車産業振興室に係るものを含む。）」を削り、同条第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 海外企業の誘致に関する事

第三十六条 削除

第三十七条中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改める。

第四十二条第一号中ルをヲとし、ハからヌまでをニからルまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 中小企業等協同組合法の施行に関する事務のうち、米穀販売業者が組織する中小企業協同組合に関する事

第四十二条第二号ハ中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)」に改める。

第四十三条の二の二第一号中イを削り、ロをイとし、ハからヘまでをロからホまでとする。

第四十三条の二の二第三号ロ中「(昭和五十五年法律第六十五号)」を削り、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)の施行に

関すること。

第四十三条の三の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第四十三条の五第五号イ中「及び公害防除特別土地改良事業」を削る。

第四十三条の六第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホを削り、ヘをニとする。

第五十条第三号イ中「企画交通課」を「企画課」に改める。

第五十条の二(見出しを含む。)中「企画交通課」を「企画課」に改め、同条第三号を削る。

第五十条の二の二(見出しを含む。)中「企画交通課」を「企画課」に改める。

第五十条の三を次のように改める。

(用地課の所掌事務)

第五十条の三 第七条第二項に規定する県土整備部用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の施行に関する事

二 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五百十号)の施行に関する事

三 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

四 県土整備部所管に係る公共土木施設の用地に関する事務の総括に関する事

五 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得に係る土地評価及び補償の基準に関する事

六 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得及びこれに係る土地評価及び補償に関する事

七 国土交通省所管の国有財産に関する事務のうち、他課に属しないこと。

八 庶務に関する事

九 財務会計に関する事

十 福岡県収用委員会の庶務に関する事

十一 福岡県土地開発公社に関する事

2 用地課用地係の所掌事務は、前項第四号、第五号及び第七号から第九号までに掲げ

る事務とする。

3 用地課収用係の所掌事務は、第一項第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる事務とする。

第五十九条第二号イ中「大濠公園能楽堂」の下に「、旧福岡県公会堂貴賓館及び筑後広域公園芸術文化交流施設」を加える。

第六十五条第一項第二号の表福岡県生涯学習審議会の項中「新社会推進部社会活動推進課生涯学習室」を「新社会推進部社会活動推進課」に改め、同表福岡県中小企業対策審議会の項及び福岡県中小企業調停審議会の項中「商工部中小企業経営金融課」を「商工部中小企業振興課」に改め、同表福岡県観光審議会の項中「商工部国際経済観光課」を「商工部観光・物産振興課」に改める。

第八十六条の七第一号口及び第二号口中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第八十九条第一項第二号イ中(1)を次のように改める。

(1) 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行に関する事。

第八十九条第一項第二号イ中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例の施行に関する事。

第八十九条第一項第三号ハに次のように加える。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関する事。

第八十九条第一項第四号ワ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第百三条中「福岡県立福岡学園及び」を「福岡県立福岡学園に児童自立支援専門監を、同園指導課に寮長を、」に改める。

第百六十四条第一項第一号ハ(1)中(シ)を削り、(ス)を(シ)とし、(シ)の次に次のように加える。

(ス) 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事。

第百六十四条第二項第一号ホ(2)(ア)中「農村総合整備事業」を「農道整備事業及び農村総合整備事業」に改め、同号へ(1)中「及び朝倉市」を「並びに朝倉市及び久留米市田主

丸町」に改め、同条第四項第一号ホ(1)(ア)中「及び同号ホ(1)(ウ)」を削り、同号ホ(2)(ア)中「農村活性化住環境整備事業」を削り、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 第一項第一号ホ(1)(ウ)に規定する事務

第四章第五節第二款を次のように改める。

第二款 農林業総合試験場

(名称、内部組織及び位置)

第百六十五条 公の施設条例第七十一条の規定により設置された農林業総合試験場の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
福岡県農林業総合試験場	管理部 総務課 会計課 企画部 企画課 知的財産活用課 生産環境部 病害虫部 予察課 農産部 野菜部 果樹部 畜産部 資源活用研究センター 総務・普及部 総務課 林業普及課 森林林業部 流通・加工部 バイオマス部 苗木・花き部	筑紫野市大字吉木五八七番地

2 前項に規定する病害虫部を植物防疫法第三十二条第一項の規定により設置された病害虫防除所とし、その名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
福岡県病害虫防除所	福岡県全域

3 公の施設条例第七十一条第三項の規定に基づき、農林業総合試験場の分場を設置する。

4 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県農林業総合試験場豊前分場	行橋市西泉二丁目四番一号
福岡県農林業総合試験場筑後分場	三潴郡大木町大字八町牟田一〇〇三
福岡県農林業総合試験場八女分場	八女市黒木町本分三二六六番地一

(役付職員)

第百六十六条 福岡県農林業総合試験場に場長及び副場長を、同場の各部に部長を、管理部、企画部及び病虫害部の各課に課長を、資源活用研究センターにセンター長及び副センター長を、総務・普及部の各課に課長を、農林業総合試験場の分場に分場長及び次長を置く。

2 前項に規定するもののほか、農林業総合試験場の各部(管理部を除く。)に専門研究員及び研究員を、総務・普及部に専門技術指導員を、農林業総合試験場の分場に専門研究員及び研究員を置く。

3 前条第二項に規定する病虫害防除所に所長を置き、第一項の病虫害部の部長をもつて充てる。

4 病虫害防除所の事務に従事する職員は、農林業総合試験場に従事する職員をもつて充てる。

(所掌事務)

第百六十七条 福岡県農林業総合試験場の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、病虫害部予察課の所掌事務は第四号ロ、ハ、ニ及びホに掲げる事務とする。

- 一 管理部
- イ 総務課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務会計に関するものうち、公有財産の管理及び処分に関すること。

(3) 福岡県農林業総合試験場及び分場の人事及び予算に関する事務の総括に関すること。

ロ 会計課

- (1) 財務会計に関するものうち、他課に属しないこと。

二 企画課

イ 企画課

- (1) 農林業に係る試験研究の総合企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 研究職員の研修に関すること。

ロ 知的財産活用課

- (1) 農林業に係る知的財産権の取得の促進、保護及び活用に関すること。
- (2) 農林業に係る試験研究の成果の活用及び管理に関すること。
- (3) 農林業経営及び農林業経済の調査研究に関すること。
- (4) 農林業技術に係る情報等の管理に関すること。

三 生産環境部

イ 土壤機能増進の試験研究に関すること。

ロ 土壤環境保全の試験研究に関すること。

ハ 農業用水及び残留農薬の試験研究に関すること。

ニ 農業に関する土壌、肥料等分析に関すること。

ホ 畜産の環境保全の試験研究に関すること。

ヘ バイオテクノロジーの試験研究に関すること。

四 病虫害部

イ 農作物の病虫害の試験研究に関すること。

ロ 農作物の病虫害の発生予察に関すること。

ハ 植物の検疫に関すること。

ニ 市町村及び農業者又はその組織する団体が行う病虫害防除に対する指導及び協力に関すること。

ホ その他病虫害防除に関すること。

五 農産部

イ 稲及び麦類の育種及び品種の試験研究に関すること。

- ロ 普通作物の栽培及び品質の試験研究に関すること。
- ハ 普通作物の原々種の育成及び配布に関すること。

六 野菜部

- イ 野菜の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること（野菜等栽培施設のうち、野菜に関する環境制御及び機械化技術に係るものを含む。）。
- ロ 野菜の原々種の育成及び配布に関すること。

七 果樹部

- イ 果樹の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること。
- ロ 果樹母樹の育成及び配布に関すること。

八 畜産部

- イ 家畜及び家さんの改良、繁殖及び飼養管理の試験研究に関すること。
- ロ 種豚の育成、配布及び能力検定に関すること。
- ハ 種鶏、種雛及び種卵の配布及び能力検定に関すること。
- ニ 家畜の衛生の試験研究に関すること。
- ホ 飼料及び飼料作物の試験研究に関すること。
- ヘ 飼料の分析鑑定に関すること。

九 資源活用研究センター

- イ 総務・普及部

(1) 総務課

- (ア) 庶務に関すること。
- (イ) 財務会計に関すること。

(2) 林業普及課

- (ア) 森林法の規定に基づく林業普及指導事業に係る総合企画、調査及び調整に関すること。
- (イ) 森林林業に係る技術の収集及び普及に関すること。

ロ 森林林業部

- (1) 森林管理の試験研究に関すること。
- (2) 林業用樹木の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること。
- (3) 木材の加工及び利用技術の試験研究に関すること。

- (4) 林業に関する土壌、肥料等分析に関すること。
- (5) 木材関係の一般物理試験に関すること。

ハ 流通・加工部

- (1) 農林産物の利用加工技術の試験研究に関すること。
- (2) 農林産物の流通技術の試験研究に関すること。

ニ バイオマス部

- (1) バイオマス資源の開発及び利用技術の試験研究に関すること。
- (2) 有用菌類の試験研究に関すること。
- (3) 特用林産物の試験研究に関すること。

ホ 苗木・花き部

- (1) 花きの育成、品種及び栽培の試験研究に関すること（野菜等栽培施設のうち、花きに関する環境制御及び機械化技術に係るものを含む。）。
- (2) 花きの原々種の育成及び配布に関すること。
- (3) 果樹苗木、緑化木及び花木の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること。
- (4) 果樹苗木及び花木の無毒化の試験研究に関すること。
- (5) 無毒化果樹母樹の育成及び配布に関すること。
- (6) 果樹母樹のウイルス検査に関すること。

2 福岡県農林業総合試験場豊前分場の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 普通作物及び野菜の品種及び栽培の試験研究に関すること。
- 二 果樹の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること。
- 三 普通作物の原種の増殖及び配布に関すること。
- 四 庶務に関すること。
- 五 財務会計に関すること。

3 福岡県農林業総合試験場筑後分場の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 普通作物、野菜及びい草の品種及び栽培の試験研究に関すること。
- 二 普通作物の原種及びい草の原苗の増殖及び配布に関すること。
- 三 い草の加工及び品質の試験研究に関すること。
- 四 庶務に関すること。
- 五 財務会計に関すること。

4 福岡県農林業総合試験場八女分場の所掌事務は、次のとおりとする。

一 茶樹の品種及び栽培の試験研究に関すること。

二 茶樹の病害虫の試験研究に関すること。

三 茶の製造及び品質の試験研究に関すること。

四 中山間地適作物の選定及び栽培の試験研究に関すること。

五 庶務に関すること。

六 財務会計に関すること。

第四章第五節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第六百六十八条から第七十条まで 削除

第四章第五節第八款を次のように改める。

第八款 削除

第六百八十三条から第八十五条まで 削除

第二百三十一条第一項の表福岡県久留米県土整備事務所の項中

「河川砂防課

河川係 を「河川砂防課」に改め、同表福岡県南筑後県土整備事務所の項中

砂防係 砂防係」

「河川砂防課」を「港湾河川課」に改め、同表福岡県直方県土整備事務所の項中

「河川砂防課

河川係 を「河川砂防課」に改め、同表福岡県飯塚県土整備事務所の項中

砂防係」

「都市施設整備課

街路係 を「都市施設整備課」に改める。

公園下水道係」

第二百三十三条第四項第四号中「河川砂防課」を「港湾河川課」に改める。

第二百六十条の二の二第二項中「アジア文化交流センターの各課」の下に、「女性相談所保護課」を加え、「農業総合試験場管理部、病害虫防除所の各課及び各支所」を「

農林業総合試験場の管理部及び病害虫部の各課、農林業総合試験場資源活用研究センタ

一の総務・普及部総務課」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(福岡県観光審議会規則の一部改正)

2 福岡県観光審議会規則(昭和二十八年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「国際経済観光課」を「観光・物産振興課」に改める。

(福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

3 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十三年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四の備考中「農業総合試験場の部長及び分場長、森林林業技術センターの部長」を「農林業総合試験場の副センター長、部長及び分場長」に、「農業総合試験場の

場長及び副場長、森林林業技術センターの所長」を「農林業総合試験場の場長、セ

ンター長及び副場長」に改める。

別表第五の備考中「農業総合試験場の部長及び分場長、森林林業技術センターの部

長」を「農林業総合試験場の副センター長、部長及び分場長」に、「農業総合試験場

の場長及び副場長、森林林業技術センターの所長」を「農林業総合試験場の場長、セ

ンター長及び副場長」に改める。

(福岡県中小企業調停審議会規則の一部改正)

4 福岡県中小企業調停審議会規則(昭和三十三年福岡県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「中小企業経営金融課」を「中小企業振興課」に改める。

(福岡県財務規則の一部改正)

5 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改める。

別表二財務担当所名の欄中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改め、同

表出納員の欄中「会計課長」の下に「資源活用研究センターにあっては総務課長、

」を加える。

別表三課又は財務担当所名の欄中「中小企業経営金融課」を「中小企業振興課」に改める。

(福岡県中小企業対策審議会規則の一部改正)

6 福岡県中小企業対策審議会規則(昭和四十一年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「中小企業経営金融課」を「中小企業振興課」に改める。

(福岡県貸金業法施行細則の一部改正)

7 福岡県貸金業法施行細則(昭和五十八年福岡県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「中小企業経営金融課」を「中小企業振興課」に改める。

(福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部改正)

8 福岡県建設技術情報センター条例施行規則(平成七年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「企画交通課長」を「企画課長」に改める。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表中

11の2 地域整備企画監	上司の命を受け、当該出先機関の県土整備事業の企画、調整等に関する事務を掌理する。
--------------	--

を

11の2 児童自立支援専門監

上司の命を受け、児童の指導及び自立支援に関する事務を掌理する。

11の3 地域整備企画監

上司の命を受け、当該出先機関の県土整備事業の企画、調整等に関する事務を掌理する。

に、

18 分場長
19 出張所長
20 支所長
20の2 センター長

上司の命を受け、当該分場等の事務を掌理する。

を

18 分場長
19 出張所長
20 支所長
20の2 センター長

上司の命を受け、当該分場等の事務を掌理する。

に改め

20の3 副センター長

上司の命を受け、当該出先機関のセンター長を補佐する。

る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第三百五十一号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(平成十四年福岡県告示第四百七十三号)の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

第一号中「ハマで」を「ニまで」に改め、同号イ中「鞍手町」を削り、同号ハ中「小竹町」の下に「鞍手町」を加える。

福岡県告示第三百五十二号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第 二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

アジア文化交流センター 農業総合試験場 農業大学校	春日高等学校	〃	太宰府支店
筑紫県税事務所 筑紫保健福祉環境事務所 障害者更生相談所 福岡児童相談所 精神保健福祉センター 那珂県土整備事務所 流域下水道事務所	〃	春日原支店	〃

を

アジア文化交流センター 農林業総合試験場 農業大学校	春日高等学校	〃	太宰府支店
筑紫県税事務所 筑紫保健福祉環境事務所 障害者更生相談所 福岡児童相談所 精神保健福祉センター 那珂県土整備事務所 流域下水道事務所	春日警察署	〃	春日原支店

に、

行橋県税事務所 京築保健福祉環境事務所 行橋農林事務所 農業総合試験場豊前分場 伊良原ダム建設事務所	育徳館高等学校 京都高等学校 行橋高等学校 育徳館中学校	行橋警察署	〃 行橋支店
--	---------------------------------------	-------	-----------

を

行橋県税事務所 京築保健福祉環境事務所 行橋農林事務所 農業総合試験場豊前分場 伊良原ダム建設事務所	育徳館高等学校 京都高等学校 行橋高等学校 育徳館中学校	行橋警察署	〃 行橋支店
--	---------------------------------------	-------	-----------

に、

森林林業技術センター	久留米筑水高等学校	〃	善導寺支店
------------	-----------	---	-------

を

農林業総合試験場資源活用研究センター	久留米筑水高等学校	〃	善導寺支店
--------------------	-----------	---	-------

に、

農業総合試験場果樹苗木分場	浮羽工業高等学校 田主丸特別支援学校	〃	田主丸支店
---------------	-----------------------	---	-------

を

	浮羽工業高等学校 田主丸特別支援学校	〃	田主丸支店
--	-----------------------	---	-------

に、

農業総合試験場八女分場	輝翔館中等教育学校	〃	黒木支店
-------------	-----------	---	------

を

農業総合試験場八女分場	輝翔館中等教育学校	〃	黒木支店
-------------	-----------	---	------

に、

農業総合試験場筑後分場

農林業総合試験場筑後分場

大木支店

大木支店

を

に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第六号

福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福岡県情報処理規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 小川 洋

本 庁
出先機関

福岡県情報処理規程（平成二十四年二月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「システム管理課長」を「情報政策課長」に改める。

第五条第一項及び第十四条第一項中「総務部長」を「企画・地域振興部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県訓令第七号

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 庁
出先機関

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表観光振興事務関係の項を削り、同表産業振興事務及び連絡事務関係の項の次に次のように加える。

用地取得事務関係	福岡市 柳川市	用地課	県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得及びこれに係る損失補償に関すること。
----------	------------	-----	--

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

企 業 局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福岡県企業管理者 佐藤 清 治

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程（平成十年福岡県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のとおり改める。

第十四条 管理者は、予算原案及び予算に関する説明書を調製のうえ、資料を添えて知事へ送付するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第六十四条を次のとおり改める。

第六十四条 財務担当課長は、毎事業年度終了後、速やかに振替命令票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- 一 実施たな卸に基づくたな卸資産の修正
- 二 固定資産の減価償却
- 三 繰延収益の償却
- 四 資産の評価
- 五 引当金の計上
- 六 未払費用等の経過勘定に関する整理
- 七 その他決算整理に必要な事項

第六十六条を次のとおり改める。

第六十六条 財務担当課長は、毎事業年度の決算について、次の各号に掲げる書類を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

- 一 決算報告書
- 二 損益計算書
- 三 貸借対照表
- 四 剰余金計算書又は欠損金計算書
- 五 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- 六 事業報告書
- 七 キャッシュ・フロー計算書
- 八 収益費用明細書
- 九 固定資産明細書
- 十 企業債明細書
- 十一 継続費精算報告書

第六十八条を次のとおり改める。

第六十八条 この規程において「固定資産」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 有形固定資産
 - イ 土地
 - ロ 建物及び附属設備
 - ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
 - ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備
 - ホ 自動車その他の陸上運搬具

へ 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上かつ取得価格が十万円以上のものに限る。）

ト リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからへまで及びリに掲げる場合に限る。）

チ 建設仮勘定（ロからへまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

リ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

ニ 無形固定資産

イ 水利権

ロ 借地権

ハ 地上権

ニ 地役権

ホ 特許権

へ 施設利用権

ト 電話加入権

チ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がロからトまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

リ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

ホ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

へ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産第七十条を次のとおり改める。

第七十条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。

一 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額

二 工事又は製作によって取得した固定資産については、当該工事又は製作に直接及び間接に要した費用の合計額

三 交換によって取得した固定資産については、交換のため提供した固定資産の帳簿価額に交換差額を加算し、又は控除した額及び

附帯費用の合計額

四 収用に係るものは、補償金及び間接の費用の合計額

五 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前四号に掲げる固定資産であつて、取得価額の不明なものについては、公正な評価額

第十三章を第十四章とし、第十二章を第十三章とし、第十一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 引当金

第七十六条の二 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。
別表第一及び別表第二を次のとおり改める。

別表第1
電気事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	財務収益			
		受取利息		
			貸付金利息	
			預金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
	事業外収益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		消費税還付金		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	長期貸付金償還金			
	他会計貸付金元金収入			
	投資償還金			
		投資有価証券償還金		
		その他の投資償還金		
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 収益

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
電気事業費				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	

法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
厚生福利費	
賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
水利使用料	
補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
委託費	
損害保険料	自家保険引当額を含む。
交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
諸税	
減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
固定資産除却損	
固定資産除却費用	
一般管理費	水力発電費の節に準ずる。
給料手当	
退職給付費	
法定福利費	
厚生福利費	
賃金	
消耗品費	
修繕費	
賃借料	
諸費	

		諸税	
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却損	
		固定資産除却費用	
財務費用			
	支払利息		
		企業債利息	
		一時借入金利息	
事業外費用			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	消費税		消費税及び地方消費税をいう。
	雑損失		
		事業外固定資産管理費	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		風力発電調査費	
		その他の雑損失	
特別損失			
	固定資産売却損		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		設備費		
			取替増設費	
	企業債償還金			
		償還元金		
			元金	
	出資金及び貸付金			
	国庫補助金返納金			
	投資			
		投資有価証券購入		
		その他の投資		
	予備費			

工業用水道事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			有価証券利息	
			貸付金利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		

		過年度損益修正益		
		長期前受金戻入		
		消費税還付金		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
	国庫補助金			
	固定資産売却代金			
	負担金			
	受託金			
	長期貸付金償還金			
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 収益

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)
			修繕費	建物、構築物、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。

		補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
		薬品費	
		分担金	
		負担金	
		交付金	
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
		諸税	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
	一般管理費		業務費の節に準ずる。
		給料手当	
		退職給付費	
		法定福利費	
		厚生福利費	
		消耗品費	
		修繕費	
		賃借料	
		諸費	
		諸税	
		委託費	
		損害保険料	
		研究養成費	
		減価償却費	
		固定資産除却費	除却費用、除却損に区分整理する。
	営業外費用		
		支払利息	
		企業債利息	
		一時借入金利息	
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		消費税	消費税及び地方消費税をいう。
		雑支出	
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
	特別損失		当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		その他の特別損失	
	予備費		

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				
	建設改良費			
		大牟田工業用水道建設費		

		貯水工事費	
		建設利息	
	設備費		
		取替増設費	
		施設購入費	
企業債償還金			
	償還元金		
		元金	
国庫補助金返納金			
投資			
	投資有価証券購入		
	その他投資		
予備費			

工業用地造成事業予算科目表

1 収益

(1) 収益的収入

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			貸付金利息	
			預金利息	
			有価証券利息	
			その他の利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

(2) 資本的収入

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	工業用地造成事業収入			
		未成土地売却代金		
		未成土地収入		
			土地貸付料	
			受取利息	
			受託工事収入	
			その他の未成土地収入	
	企業債			
	他会計借入金			
	他会計貸付金元金収入			
	投資			
		投資有価証券売却		
	雑収入			

2 収益

(1) 収益的支出

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

造成事業費				
	営業費用			
		土地売却原価		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事費		
		維持管理費		
			委託費	
		一般管理費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
			諸税	
			研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		資産減耗費	たな卸資産減耗費	
		その他の営業費用		
	営業外費用			
		支払利息		
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		雑支出		
			不用品売却原価	
			その他の雑支出	
		その他の営業外費用		
	特別損失			
		過年度損益修正損		
		その他の特別損失		

(2) 資本的支出

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

資本的支出				
	造成事業費			
		補償費		
		土地費		
			買収費	
			補償費	
		造成費		
		附帯費		
		調査費		
		仮設費		
		建設利息		
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		総係費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	
			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
			諸税	
			研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
	企業債償還金			
		償還元金		
			元金	
	他会計借入金償還金			
		償還元金		
			元金	
	投資			
		長期貸付金		
		投資有価証券購入		
		その他の投資		

別表第2
電気事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
電気事業収益				
	営業収益			
		電力料		
		営業雑収益		電力料に該当しない収益で電気事業の収益に伴って通常発生するものをいう。
		受託運転益		
	営業外収益			
		受取利息		
			貸付金利息	
			預金利息	
			有価証券利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			事業外固定資産管理収益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
電気事業費用				
	営業費用			
		水力発電費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時雇用する人夫等に対する給与をいう。
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、潤滑油脂費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。

	修繕費	建物、構築物、機械装置、雑の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。修繕引当金に引き当てた場合は、修繕引当金に整理する。
	水利使用料	
	補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。
	賃借料	借地、借家料、道路占用料、水面使用料、路線使用料、電柱敷地料、線下補償料、計器使用料、設備賃借料、雑賃借料等水力発電のために他の者の資産を使用した場合の賃借料をいう。
	委託費	
	損害保険料	自家保険引当額を含む。
	交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
	分担金	共有の相手方に支払った分担金をいう。
	諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分整理する。
	諸税	
	減価償却費	普通償却と特別償却とに区分し整理する。
	固定資産除却損	
	固定資産除却費用	
	一般管理費	水力発電費の節に準ずる。
	給料手当	
	退職給付費	
	法定福利費	
	厚生福利費	
	賃金	
	消耗品費	
	修繕費	
	賃借料	
	諸費	
	諸税	
	委託費	
	損害保険料	
	研究養成費	
	減価償却費	
	固定資産除却損	
	固定資産除却費用	
営業外費用		
	支払利息	
	企業債利息	
	一時借入金利息	
	固定資産売却損	

	過年度損益修正損		
	消費税		
	雑損失		
		事業外固定資産管理費	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		風力発電調査費	
		その他の雑損失	
特別損失			
	固定資産売却損		
	減損損失		
	災害による損失		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		
予備費			

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				「水力発電設備」から「業務設備」までの各科目には電気事業の用に供する固定資産で現にか動しているもの並びに現にか動していなくとも電気事業の円滑な運営を図るために必要な準備の限度内であって「休止設備」及び「貸付設備」に属さないものを整理する。
	有形固定資産			
		水力発電設備		発電所別に整理する。ただし、1発電所に所属しないものは単独に項別に整理する。
			土地	土地の取得に関して要した買収代及び整地費(建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。)周施料消耗品費等諸係費をいう。
			建物	建物の取得に関して要した工事費(基礎工事費及び付属設備工事費を含む。)材料代買収代(買収建物を使用するために要した修繕費、模様替改造等の諸係費を含む。)人夫費、消耗品費、整地費(土地に整理されるものを除く。)周旋料等をいう。
			水路	基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費等その他諸係費を含む。
			貯水池(又は調整池)	「水路」に整理されるものを除く。
			機械装置	運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。
			諸装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であって、上記の各節に該当しないものをいう。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費、その他の諸係費を含む。

		備品	耐用年数が1年以上であって取得価格又は制作価格が10万円以上のものをいう。
		共有設備	
		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		減価償却累計額	
	業務設備		水力発電設備の同目及びび節に準ずる。
		土地	
		建物	
		諸装置	
		備品	
		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		減価償却累計額	
	事業外固定資産		電気事業又は附帯事業の用に供さないことが確定した設備をいう。
		(何)	
		減価償却累計額	
	建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
		(何)	
	無形固定資産		
		電話加入権	
		電信電話専用施設利用権	
	投資その他の資産		
		投資有価証券	
		長期貸付金	
		その他の投資	
	流動資産		
		現金預金	
		現金	
		預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金は別に整理する。
		営業未収入金	
		電力料未収入金	
		営業雑収益未収入金	
		諸未収入金	「営業未収入金」以外の未収入金をいう。
		未収入消費税還付金	
		雑口	
		貯蔵品	物品別又は種類別及び品質別に区分し、かつ単価を附して整理する。
		一般貯蔵品	
		油脂類特殊品	
	前払金		
		工事代	
		物品代	
		前払消費税	
		雑口	
	前払費用		1年以内に費用となるものをいう。

			水利使用料	
			賃借料	
			損害保険料	
			支払利息	
			前渡金及び概算金	
			雑口	
			仮払消費税	
			その他の流動資産	流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証金、契約保証金等(短期間のもの)
			仮払金	

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	引当金			
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
流動負債				
	企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	預り金			
	仮受消費税			
	その他の流動負債			
		仮受金		
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		その他の資本剰余金		贈与を受けた財産の評価額、寄附金を含む。

	利益剰余金			
		減債積立金		
		建設改良積立金		
		中小水力発電開発改良積立金		
		利益積立金		
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
		繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)		
		当年度純利益(又は純損失)		

工業用水道事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益				
	営業収益			
		給水収益		
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			預金利息	
			有価証券利息	
			貸付金利息	
			雑利息	
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		長期前受金戻入		
		雑収益		
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			雇用保険料被保険者負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			当年度の計上収益から除外すべき収益をいう。
		固定資産売却益		
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用				
	営業費用			
		業務費		
			給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	
			法定福利費	法定福利費は地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	職員以外の補助及び臨時の者並びに常時使用する人夫等に対する給与をいう。(厚生費を含む。)

消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、燃料費、潤滑油脂費、図書費、被服費、雑用品費(その他の消耗品費)等に区分し整理する。(耐用年数1年以内又は10万円未満)	
修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸係費及び自己の材料等をいう。	
補償費	定期的又は臨時的補償費及び賠償費をいう。ただし建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費又は修繕費に整理する。	
賃借料		
委託費		
損害保険料		
動力費	機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。	
薬品費	沈でん及び滅菌に使用する薬品費を整理する。	
分担金		
負担金		
交付金		
諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、手数料、諸手数料等に区分整理する。	
諸税		
一般管理費	業務費の節に準ずる。	
	給料手当	
	退職給付費	
	法定福利費	
	厚生福利費	
	消耗品費	
	修繕費	
	賃借料	
	諸費	
	諸税	
	委託費	
	損害保険料	
	研究養成費	
減価償却費		
	有形固定資産減価償却費	
	無形固定資産減価償却費	
資産減耗費		
	固定資産除却費	有形固定資産の除却費、廃棄損、撤去費等をいう。
	たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質、滅失、除却費等をいう。
営業外費用		
	支払利息	
	企業債利息	

		一時借入金利息	
		固定資産売却損	
		過年度損益修正損	
		消費税	
		雑支出	
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
特別損失			当年度の計上収益から除外すべき損失をいう。
		固定資産売却損	
		減損損失	
		災害による損失	
		過年度損益修正損	
		その他の特別損失	
予備費			

3 資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	有形固定資産			
		土地		用途別に記載した土地の取得に要した費用。例えば買収費、整地費、建物又は構築物に直接関係あるものを除く。)、測量費、手数料を整理する。
			事務所用土地	事務所のために用いる土地
			施設用土地	施設のために用いる土地(施設に所属する事務所、倉庫、公舎等の土地を含む。)
			公舎宿舎用土地	公舎、宿舎のために用いる土地
			その他土地	
		建物		構造別にし、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の付属設備を含み、建物取得に要した買収費、工事費、整地費、手数料等に区分する。
			事務所用建物	本庁舎、営業所等もつばら事務所の用に供される建物
			施設用建物	施設の用に供されている建物
			公舎宿舎用建物	公舎、宿舎の用に供されている建物
			その他建物	
		建物減価償却累計額		
			事務所用建物減価償却累計額	
			施設用建物減価償却累計額	
			公舎宿舎用建物減価償却累計額	
			その他建物減価償却累計額	
		構築物		土地に定着する土木施設工作物等をいう。
			取水設備	
			貯水設備	
			導水設備	
			浄水設備	
			送水設備	

	配水設備	
	その他構築物	
構築物減価償却累計額		
	取水設備減価償却累計額	
	貯水設備減価償却累計額	
	導水設備減価償却累計額	
	浄水設備減価償却累計額	
	送水設備減価償却累計額	
	配水設備減価償却累計額	
	その他構築物減価償却累計額	
機械及び装置		
	電気設備	電動機、変圧器、配電器、受電設備をいう。
	内燃設備	自家発電のための内燃設備をいう。
	ポンプ設備	ポンプに直結し、分離しがたい電動機等を含む。
	量水器	直接需要者の用に供する量水用計器をいう。
	その他機器装置	
機械及び装置減価償却累計額		
	電気設備減価償却累計額	
	内燃設備減価償却累計額	
	ポンプ設備減価償却累計額	
	量水器減価償却累計額	
	その他機器装置減価償却累計額	
車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具をいう。ただし一品の取得価格が10万円未満で、かつ耐用年数が1年未満のものは除く。
車両運搬具減価償却累計額		
工具機器及び備品		機械及び装置の付属設備に含まれない工具及び備品で、一組又は一品目の取得価格が10万円以上であり、かつ耐用年数が1年以上のものをいう。
工具機器及び備品減価償却累計額		
共有設備		
共有設備減価償却累計額		
リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
リース資産減価償却累計額		
建設仮勘定		建設又は改良のための支出金を整理する。
その他の有形固定資産		
その他の有形固定資産減価償却累計額		
無形固定資産		

	水利権		河川法第23条に規定する権利をいう。
	地上権		民法第269条に規定する権利をいう。
	施設利用権		電気事業者又はガス事業者にたいして、これらの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用する権利をいう。
	ダム使用权		
	電話加入権		
	投資その他の資産		
	投資有価証券		
流動資産			
	現金預金		
		現金	
		預金	契約期間1年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。
	営業未収入金		
		給水収益未収入金	水道料金の未収入金をいう。
		営業雑収益未収入金	
	営業外未収入金		
		未収利息	
		未収消費税還付金	
		雑未収入金	
	貯蔵品		
		材料	
		不用品	
		薬品	
		消耗工具器具及び備品	一組又は一品目の取得価格が、10万円未満で、かつ耐用年数1年未満の貯蔵中のものをいう。
		事務用品	貯蔵中の文具、用紙等の事務用品をいう。
		雑口	上記以外のものをいう。
	前払金		
		工事代	
		物品代	
		前払消費税	
		雑口	
	前払費用		1年以内に費用となるものをいう。
		未経過水利使用料	
		未経過賃借料	
		未経過支払利息	
		前渡金及び概算金	
	短期貸付金		契約期間1年未満のものをいう。ただし職員に対する貸付は除く。
	仮払消費税		

		その他の流動資産		流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札補償、契約補償のため預かった有価証券を含む。この科目に整理されたものの金額が資産総額の百分の一を越えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。
--	--	----------	--	---

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	その他固定負債			
		その他固定負債		
流動負債				
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債。
	未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払いの終わらないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
		請負代		
		物品代		
		未払消費税		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払給与手当		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		
	前受金			他から前受した額をいう。
	その他預り金			他から預かった金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内のものをいう。
	仮受消費税			
	その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理されたものの金額が負債及び資本の百分の一を越えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。
繰延収益				

	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	長期前受金収益化累計額			

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		国庫補助金		
		工事負担金		
		受贈財産評価額		
		受託金		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		建設改良積立金		
		(何)積立金		目的別に科目を設ける。
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)	
			当年度純利益(又は純損失)	

工業用地造成事業勘定科目表

1 収益

款	項	目	節	備考
造成事業収益				
	営業収益			
		土地売却収益		
			何地区	地区別に整理する。
		受託工事収益		
		営業雑収益		
	営業外収益			
		受取利息		
			貸付金利息	
			預金利息	
			有価証券利息	
			その他の利息	
		雑収益		
			有価証券売却益	
			不用品売却益	
			一般会計負担金	
			その他の雑収益	
	特別利益			
		過年度損益修正益		
		その他の特別利益		

2 費用

款	項	目	節	備考
造成事業費用				
	営業費用			

	土地売却原価		
		何地区	地区別に整理する。
	受託工事費		
	維持管理費		
		委託費	
	一般管理費		
		給料手当	職員の給料手当を職員給及び職員手当別に整理する。
		退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
		法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
		厚生福利費	
		賃金	
		消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費(その他の消耗品費)等をいう。
		修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品費の諸係費及び自己の材料等をいう。
		補償費	
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		動力費	
		交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
		諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
		諸税	
		研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
	資産減耗費	たな卸資産減耗費	低価法による評価損
	その他の営業費用		
営業外費用			
	支払利息		
		企業債利息	
		他会計借入金利息	
		一時借入金利息	
	雑支出		
		不用品売却原価	
		その他の雑支出	
	その他の営業外費用		
特別損失			
	減損損失		
	災害による損失		
	過年度損益修正損		
	その他の特別損失		

3 資産

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

固定資産				
	無形固定資産			
		電話加入権		
		その他の無形固定資産		上記以外の無形固定資産をいい、種類ごとに資産を示す科目をもって記載する。ただし、種類ごとに科目をもって記載することが適当でないものについては、節において区分する。
	投資その他の資産			
		長期貸付金		
			(何)会計貸付金	貸付先別に整理する。
		投資有価証券		
		その他の投資		上記以外の投資をいう。
造成土地				
	完成土地			
		完成土地(何地区土地)		
	未成土地(何地区土地)			
		補償費		
		土地費		
			買収費	
			補償費	
		造成費		
		附帯費		
		調査費		
		仮設費		土地、建物、備品、動力設備(動力費を含む。)、運搬設備、機械装置、諸設備、売却収入(貸方)等に区分する。
		建設利息		建設資金に充てるため他から借入れた資金の利息をいう。
			企業債利息	
			他会計借入金利息	
			一時借入金利息	
		総係費		
			給料手当	職員の給料手当を職員級及び職員手当別に整理する。
			退職給付費	支払額と引当額とに区分し整理する。
			法定福利費	地方職員共済組合費及び公務災害負担金等に整理する。
			厚生福利費	
			賃金	
			消耗品費	什器用具費、事務用品費、図書費、被服費、燃料費、光熱水費、雑用品費等に区分し整理する。
			修繕費	建物、構築物、機械装置、雑(その他)の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給資材、修繕のため支出した賃金、補償費、消耗品費の諸係費及び自己の材料等をいう。
			補償費	
			賃借料	
			委託費	
			損害保険料	

			動力費	
			交付金	「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
			諸費	通信運搬費、旅費、会議費、諸会費、広告料、交際費、諸手数料等に区分し整理する。
			諸税	
			研究養成費	旅費及び負担金に区分し整理する。
		未成土地収入(貸方)		
流動資産				
	現金預金			
		現金預金		
		現金		
		預金		契約期間一箇年以上のものを除く。当座預金、普通預金、通知預金、定期預金別に整理する。
	営業未収入金			
		造成土地未収入金		造成土地売却代金の未収入金をいう。
		受託工事未収入金		受託工事に係る未収入金をいう。
		営業雑未収入金		
	営業外未収入金			本来の営業活動によらない未収入金をいう。
		未収利息		
		雑未収入金		不用物品売却代金等上記以外の未収入金をいう。
	前払金			
		工事代		
		物品代		
		雑口		
	前払費用			一年以内の費用となるものをいう。
		前渡金及び概算金		
	短期貸付金			契約期間一箇年未満のものをいう。ただし、職員に対する貸付金は除く。
	その他の流動資産			流動資産のうち上記の科目に該当しないものをいう。入札保証、契約保証のため預かった有価証券を含む。この科目に整理された金額が資産総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す科目をもって記載する。

4 負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債を除く。
	他会計借入金			1 年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金を除く。
	引当金			将来生ずることが予想される経費の準備のための引当額をいう。
		退職給付引当金		

		(何)引当金		引当金の性格を示す科目を付す。
	その他の固定負債			固定負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理された金額が負債総額の百分の一を超えるものについては当該負債を示す科目をもって記載する。
流動負債				
	短期借入金			契約期間一箇年未満の借入金をいう。借入先別に整理する。
	企業債			1 年以内に償還期限の到来する企業債。
	他会計借入金			1 年以内に返済期限の到来する他の会計から繰り入れた借入金。
	未払金			契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払の終らないものをいう。(未払費用に属するものを除く。)
		請負代		
		物品代		
		雑未払金		
	未払費用			
		未払工事費		
		未払給料手当		
		未払利息		
		雑未払費用		
	引当金			
		賞与引当金		
		法定福利費引当金		
	前受金			他から前受した額をいう。
	預り金			他から預った金銭等の債務に係るもので、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内のものをいう。
	その他の流動負債			流動負債のうち上記の科目に該当しないものをいう。この科目に整理された金額が負債総額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す科目をもって記載する。

5 資本

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
剰余金				
	資本剰余金			
		受贈財産評価額		
		その他の資本剰余金		寄付金を含む。
	利益剰余金			
		減債積立金		
		利益積立金		
		土地造成積立金		
		(何)積立金		目的別に科目を設ける。
		当年度未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)		

			繰越利益剰余金年度末 残高(又は繰越欠損金年 度末残高)	
			当年度純利益(又は純損 失)	

教育委員会

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

七 公立学校の奨学給付金に関すること。

第十三条中第二十号を第二十二号とし、第六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ

、第五号の次に次の二号を加える。

六 電子県庁に関すること（他の課の所掌に係るものを除く。）。

七 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関すること。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県教育センター組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育センター組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育センター組織規則（平成十二年福岡県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号イ中「情報教育（情報処理教育及び情報技術教育を含む。）及び教育用ソフトウェア」を「教育の情報化」に改め、同号ロ中「情報教育及び教育用ソフトウェア

ア」を「教育の情報化」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

上	欄	下	欄
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）		昭和二十九年改正法	
教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）		平成十二年改正法	
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）		平成十九年改正法	
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）		平成二十四年改正法	
教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）		施行法	
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）		免許法施行規則	
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）		平成二十年改正省令	
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第二十二号）		平成二十五年改正省令	
教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）		施行法施行規則	
免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）		更新講習規則	

第三条の表一の項中「単位修得証明書（様式第二号）」を「学力に関する証明書（平成二十年改正省令別記第二の一号様式又は様式第二号）」に改め、同表四の項中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書（平成二十年改正省令別記第二の四号様式）」に改め、同表六の項中「単位修得証明書（単位の修得を所要資格とする場合）」を「学力に関する証明書（平成二十年改正省令別記第二の二号様式）（上欄で別表第六及び別表第六の二の場合）」に改め、同項申請に必要な欄中トをチとし、ヘをトとし、トの前に「ヘ 学力に関する証明書（平成二十年改正省令別記第二の四号様式）（単位の修得を所要資格とする場合）（ホに該当する場合を除く。）」を加え、同表七の項中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書（平成二十年改正省令別記第二の四号様式）」に改め、同表八、十、十一及び十二の項中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書（平成二十年改正省令別記第二の二号様式）」に改め、同表十八の項中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書（平成二十年改正省令別記第二の三号様式）」に改め、同表十九の項を同表二十の項とし、同表十三の項から十八の項までを一つずつ繰り下げ、同表十二の項の次に次の一項を加える。

<p>13 平成二十四 年改正法附則 第十九項によ る場合</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律 第六十四号）第十八条の十八第 一項に規定する保育士の登録をし ている者のうち平成二十五年改正 省令附則第七項に定める基礎資格 を有する者が、幼稚園教諭の一種 免許状又は二種免許状の授与を受 けるための教育職員検定の申請</p>	<p>イ 教育職員検定申請書 ロ 履歴書 ハ 平成二十五年改正省令附則第 七項に定める基礎資格に関する 証明書 ニ 学力に関する証明書（平成二 十年改正省令別記第二の四号様 式） ホ 実務証明書（様式第三号の二 ） ヘ 人物証明書 ト 身体証明書</p>
---	---	---

第四条中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。
 第十条第九号中「第三十一項」を「第三十八項」に改める。
 様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第3条)

学力に関する証明書及び卒業証明書(一括申請用)

免許種類

教 科

氏 名

本 籍 地

生年月日

年 月 日

上記の者は、次のとおり単位を修得し、卒業したことを証明します。

年 月 日

(証明者職・氏名) 職印

1 基礎資格等

学 校 名	学 部 名			
()	()			
	学 科 名			
	()			
年 月 日入学	年 月 日卒業	学 位		
()	()	()		

2 修得単位

教科に関する科目	学部	聴講	認定	合計 ()	科目名
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	

教職に関する科目	学部	聴講	認定	合計 ()	科目名
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	

教科又は教職に関する科目	学部	聴講	認定	合計 ()	科目名
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	

その他の科目	学部	聴講	認定	合計 ()	科目名
	()	()	()	()	体育
	()	()	()	()	日本国憲法
	()	()	()	()	外国語コミュ ニケーション
	()	()	()	()	情報機器の操作 単位()

総合計

上記の内容に誤りがある場合は、当該項目下の()内に訂正してください。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 3 条)

実務証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 _____
昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

2 良好な成績で勤務した期間等

※ 長期病気休暇、休職・休業期間については、在職期間として認められません。

勤務期間：(昭・平) _____ 年 _____ 月から (昭・平) _____ 年 _____ 月
実労働時間： _____ 時間

3 施設の概要

施設名： _____

※ 認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、すべて記載をお願いします。

認可等年月日：昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 認可外保育施設の場合は、設立年月日を御記入ください。

所在地： _____

電話番号： _____

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設名 _____

証明者 _____ 印

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4, 320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による申請に必要な用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県教育委員会教育長訓令第 一 号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第 一 号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号ハ中「公立高等学校授業料不徴収交付金」の下に「及び公立高等学校等就学支援金交付金」を加える。

第十三条第一号口中「中等教育学校前期課程」を「中等教育学校の前期課程」に改め、同号ハ中「及び中学校の特別支援学級」を「、中学校及び中等教育学校の前期課程」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第 二 号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第 二 号）の一部を次のように改正する。

第九条の表の備考の二中「教育振興部義務教育課指導班」の下に「、教育相談室及び特別支援教育室」を加える。

別表 二 第十一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表 三 に 次の 一 項 を 加 え る 。

三 市町組合立高等学校在学生徒を対象とした公立高等学校等就学支援金（以下この項中「就学支援金」という。）に関する事務

この項中高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）を「法」、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）を「施行規則」という。

- 1 法第四条の規定に基づき、就学支援金受給資格を認定し、又は認定しないことを決定すること。

- 2 法第六条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を決定すること

- 3 法第八条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を停止すること

- 4 法第九条の規定に基づき、就学支援金の支払を一時差し止めること

- 5 法第十七条の規定に基づき、保護者等の収入の状況に関する届出を受け、受給資格を消滅させること。

- 6 その他、法及び施行規則の執行に係る事務に関すること。

別表六第七項を次のように改める。

課長	部長	課長	課長	課長	部長
----	----	----	----	----	----

七 公立の高等専門学校、専修学校及び各種学校に係る高等学校等就学支援金（以下この項中「就学支援金」という。）に関する事務
この項中高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）を「法」、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文科省令第十三号）を「施行規則」という。

1 法第四条の規定に基づき、就学支援金受給資格を認定し、又は認定しないことを決定すること。

2 法第六条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を決定すること

3 法第八条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を停止すること

4 法第九条の規定に基づき、就学支援金の支払を一時差し止めること

5 法第十七条の規定に基づき、保護者等の収入の状況に関する届出を受け、受給資格を消滅させること。

6 その他、法及び施行規則の執行に係る事務に関すること。

課長	部長	課長	課長	部長
----	----	----	----	----

別表八第三項第八号中「部長」を「課長」に改め、第十四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表十第十項第五号中「教育次長」を「教育長」に改め、第六号中「届出を受理」を「使用を承認」に改める。

別表十一第九項第十五号中「教育次長」を「教育長」に改め、第十二項中「。以下この項中「法」という。）の施行」を削り、「（昭和二十九年法律第四百四十四号）の下に「」及び予算措置による国の補助」を加え、同項第二号中「法第五条の規定に基づき、「」を削り、「就学奨励費」に改める。

別表十四県立学校長の項第六項中「（以下この項中「法」という。）の施行」を削り、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の下に「及び予算措置による国の補助」を加え、同項第二号中「法第五条の規定に基づき、「」を削り、「就学奨励費」を「特別支援教育就学奨励費」に改め、第七項を第八項とし、第四項から第六項を一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

四 県立学校在学生徒を対象とした公立高等学校等就学支援金（以下この項中「就学支援金」という。）に関する事務

この項中高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）を「法」、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文科

学省令第十三号）を「施行規則」という。

1 法第四条の規定に基づき、就学支援金受給資格を認定し、又は認定しないことを決定すること。

2 法第六条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を決定すること。

3 法第八条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を停止すること。

4 法第九条の規定に基づき、就学支援金の支払を一時差し止めること。

5 法第十七条の規定に基づき、保護者等の収入の状況に関する届出を受け、受給資格を消滅させること。

6 その他、法及び施行規則の執行に係る事務に関すること。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。